

高知県・高知市感染症予防計画改正の概要（主なポイント）

■計画策定の趣旨

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に基づき、本県の実情に即した感染症対策を総合的かつ計画的に推進する。

今回の改定にあたって

- ・新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、平時からの備えを確実に推進するため、新規感染症に対応する医療提供体制等に関する記載事項を充実させ、病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について数値目標を記載。
- ・県と高知市が緊密に連携を図りながら、感染症対策を進めて行く必要性があることから県市一体的な計画とした。

■計画期間

令和6年度～令和11年度（6年間）

■策定スケジュール

R5. 6月	高知県感染症対策連携協議会要綱設置
7月	第1回連携協議会 / 医療機関向け調査等
10月	第2回連携協議会
12月	第3回連携協議会
R6.1月15日～2月13日	パブリックコメント
3月	第4回連携協議会 / 予防計画改定
R6.4月～9月	医療機関等との医療措置協定締結

■県内の新型コロナウイルス感染症の状況（R2.2月～R5.5月）

感染者数（累計）	170,253人
死亡者数（累計）	602人
1日療養者数（最大）	17,178人（R4.8.26）
（内訳）入院 ^{※1}	192人
宿泊療養	56人
自宅療養 ^{※2}	16,930人
クラスター（集団感染）	1,140件

※1 確保病床に入院していた人数の合計。

※2 療養解除の報告が遅れた自宅療養者が含まれており、実数はこれよりも少ない。

新型コロナウイルス感染症対応の現状と課題

- 患者急増に対応するため、感染症指定医療機関以外の医療機関の受け入れが必要になり、医療機関がひっ迫した。
- 軽症者の自宅・宿泊施設・高齢者施設での療養の仕組みが法定化されたが、十分な体制確保ができていなかった。
- 感染症対応のために最新の知見に基づいた院内感染対策を適切に実施し、感染症患者に対する必要な医療提供体制を整えることが必要。また、感染症対策を適切に実施するための人材や資機材の確保が必要。
- 入院を受け入れる医療機関のひっ迫を解消するため、軽症の入院患者や感染症から回復後も入院を要する患者の速やかな転院調整が必要。
- 自宅・宿泊施設・高齢者施設での療養者への医療の提供を行う医療機関においては、オンライン診療や電話診療、往診を含む医療の提供体制や訪問看護を行う体制、発熱等患者の医薬品等対応を行う体制を整えることが必要。
- 宿泊施設等の早期確保、立ち上げ等が必要。

○医療機関や高齢者施設等、施設内クラスターが発生した際など、外部の医療人材を確保することが必要とされた。

○感染症対応にあたる人材は、感染症対応について知識や技術が求められ、訓練・研修等を通じた対応能力の向上が必要。加えて、必要な人材の派遣体制を整えることが重要。

○感染の急拡大により、保健所業務がひっ迫、通常業務に支障が生じた。
○他部局からの職員動員や人材派遣などによる体制強化や業務の外部委託等を含めた体制の検討が必要。

対策

- 平時から有事を想定した医療提供体制の確保
 - ・協定指定医療機関の指定
 - ・感染症指定医療機関の指定
 - ・回復患者の転院受け入れや施設等への人材派遣等の後方支援体制の整備
 - ・DMAT医師の派遣や医師会等への委託等、外部機関との連携体制の検討、整備
 - ・宿泊療養施設の検討及び早期の外部委託化の検討
 - ・県及び医療機関による医薬品の確保及び個人防護具の備蓄の推進
- 平時から有事を想定し、感染症患者の移送体制の検討
- 外出自粓対象者の療養生活の健康観察や生活支援物資等の環境整備
- 感染管理に関する専門職の養成・確保及び資質向上のための研修の実施や参加の推進
- 平時から有事の際の保健所業務の一元化や外部委託化を検討

目標値

○目標値（抜粋）

※【流行初期】発生公表後3か月以内
※【流行初期以降】発生公表後6か月程度

項目	【流行初期】	【流行初期以降】
確保病床数	208床	333床
うち、重症者	11床	23床
うち、妊産婦	7床	8床
うち、透析	21床	28床
発熱外来機関数	25機関	275機関

項目	【流行初期以降】
自宅療養者等への医療提供機関数	370機関
うち病院・診療所	98機関
うち薬局	226機関
うち訪問看護ステーション	46機関

項目	【流行初期以降】
後方支援医療機関数	53機関

項目	【流行初期】	【流行初期以降】
検査実施能力（件/日）	273件/日	3,177件/日
宿泊施設（確保居室数）	20室	434室

項目	
研修や訓練の実施または参加の回数（対象：保健所職員等）	年1回以上
研修や訓練の実施または参加の回数（対象：医療機関の従事者等）	年1回以上

項目	
流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応するする人員確保数	320人
即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）	44人

高知県・高知市感染症予防計画の構成

第1 感染症の予防推進の基本的な方向

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応
- 2 事前対応型行政の構築
- 3 県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
- 4 人権の尊重
- 5 危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- 6 県、高知市（中核市）及び市町村の果たすべき役割
- 7 県民の果たすべき役割
- 8 医師等の果たすべき役割
- 9 施設の開設者等の果たすべき役割
- 10 保険医療機関又は保険薬局の果たすべき役割
- 11 獣医師等の果たすべき役割
- 12 予防接種

第2 感染症の発生予防のための施策

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症発生動向調査
- 3 食品保健対策との連携
- 4 環境衛生対策との連携
- 5 感染症の病原体の国内への侵入防止対策との連携
- 6 関係機関及び関係団体との連携
- 7 保健所と衛生環境研究所の役割

第3 感染症のまん延防止のための施策

- 1 基本的な考え方
- 2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院
- 3 感染症の診査に関する協議会
- 4 消毒その他の措置
- 5 積極的疫学調査
- 6 新感染症及び指定感染症の発生時の対応
- 7 感染症のまん延の防止のための食品保健対策との連携
- 8 感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策との連携
- 9 患者発生後の対応時における検疫所との連携
- 10 関係機関及び関係団体との連携

第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 県及び高知市における情報の収集、調査及び研究の推進
- 3 関係機関及び関係団体との連携

第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 1 基本的な考え方（数値目標）
- 2 病原体等の検査の推進
- 3 県及び高知市における総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築
- 4 関係機関及び関係団体との連携
- 5 健康危機対処計画の策定

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 県における医療の提供体制（数値目標）
- 3 その他感染症に係る医療の提供のための体制
- 4 医師会等の医療関係団体等との連携

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

第8 宿泊施設の確保に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 県における宿泊施設の確保（数値目標）

第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策

第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 知事の法第63条の3第1項の規定による総合調整又は法第63条の4の規定による指示の方針

第11 感染症対策物資等の確保に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症対策物資等の確保に関する方策

第12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者の人権の尊重に関する方策
- 3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のためのその他の方策
- 4 関係機関及び関係団体との連携

第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

- 1 基本的な考え方
- 2 人材の養成及び資質の向上（数値目標）
- 3 医療機関、医師会等の医療関係団体等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上
- 4 関係機関及び関係団体との連携

第14 保健所の体制の確保

- 1 基本的な考え方
- 2 保健所の体制の確保（数値目標）
- 3 関係機関及び関係団体との連携
- 4 健康危機対処計画の策定

第15 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

- 1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策
- 2 緊急時における国との連携体制
- 3 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制
- 4 関係団体との連絡体制
- 5 緊急時における情報提供

第16 その他感染症予防の推進に関する重要事項

- 1 施設内感染の防止
- 2 災害時における防疫
- 3 動物由来感染症対策
- 4 外国人に対する適用
- 5 薬剤耐性対策
- 6 その他